

関税率表（輸入統計品目表）の解釈に関する通則

この表における物品の所属は、次の原則により決定する。

- 1 部、類及び節の表題は、単に参考上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たつては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従つて決定する。
 - 2 (a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立てないもの及び分解してあるものを含む。
 - (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従つて決定する。
- 3 2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。
 - (a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。
 - (b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であつて、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えていたる材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
 - (c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
- 4 前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。
- 5 前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。
 - (a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであつて、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれ

る。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

(b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

6 この表の適用に当たつては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

備考（関税率表）

- 1 この表の各号に掲げる物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。
- 2 この表の税率の欄において、割合をもつて掲げる税率は価格を課税標準として適用するものとし、数量を基準として掲げる税率はその数量を課税標準として適用するものとする。この場合において、その数量は、正味の数量とする。
- 3 この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、(関税率法) 第4条から第4条の8までの規定に準じて算出した価格とする。
- 4 この表において「%」は、百分率を表すものとする。
- 5 第77類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約において将来使用する可能性に備えて保留されており欠番となつている。

備考（輸入統計品目表）

- 1 この表の各号に掲げる物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。
- 2 この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、関税率法第4条から第4条の8までの規定に準じて算出した価格とする。
- 3 この表において「%」は、百分率を表すものとし、単位欄の記号は、次による。

C M	立方メートル
C T	カラット
D T	排水トン数
D Z	ダース
G R	グラム
G S	グロス
G T	総トン数
K G	キログラム

K L	キロリットル
K W	キロワットアワー
L	リットル
M	メートル
M T	トン
N O	個、本、枚、頭、羽、匹、台、両、機、隻、着
S M	平方メートル
S T	組
T H	千個、千本、千枚
P R	足、対
(D. W.)	乾燥重量
(I. C.)	容器とも
(I. I.)	内装とも
(M. C.)	金属含有量

4 第 77 類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約において将来使用する可能性に備えて保留されており欠番となつてゐる。